⑷　手続における交渉の有無　無
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　関連情報を入手するための照会窓口は、上記３⑴に同じ。
⑺　詳細はホームページに掲載する入札公告（説明書）による。

5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Yoshimine Toru, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Detailed design of the communication equipment in the Yokohama Ring Expressway South Line between KAMARIYA-JCT and TOTSUKA-IC
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 15 April 2021
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 14 June 2021
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for tender documentation : Ichihara Noboru, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragi-cho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama, 330―0854, Japan TEL : 048―631―0020

入札公告の取消

令和３年３月31日
契約等担当職　日本中央競馬会
法務部契約室長　上山　隆太
◎調達機関番号　236　◎所在地番号　13

○３日競情報調第２号

令和３年３月８日付（号外政府調達第43号・30ページ）掲載の入札公告３日競情報調第２号「侵入検知システム機器の調達　一式」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本工事は、電子契約システム対象案件である。
令和３年３月31日
支出負担行為担当官
関東地方整備局副局長　石橋　洋信
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14

○第５号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　鹿島港外港地区岸壁（－12m）築造工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　鹿島港外港地区内
⑷　工事内容　本工事は、鹿島港外港地区岸壁（－12m）の撤去工、本体工及び仮設工を施工するものである。
⑸　工期　契約締結日から令和４年３月30日まで
⑹　本工事は、入札時に「技術提案（工事全般の施工計画）」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑺　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札方式の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。
⑻　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。また、紙契約方式の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）を提出した者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。
⑽　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減じる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
⑾　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。（詳細は入札説明書による。）
⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札価格調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリング等を実施し、乖離理由を検討したうえで、場合によっては工事成績評定を減じる試行対象工事である。
⒀　本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、申請書及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出者が選択できるものとする。
若手主任（監理）技術者は、公示年度の４月１日時点で満40歳未満の者とする。
⒁　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。
⒂　本工事は、「若手技術者を配置」「働き易い職場環境の整備」及び「担い手育成活動を実施」について工事成績評定で評価する工事である。
⒃　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⒄　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⒅　本工事は、中間前金払に代わり、出来高に応じた部分払を選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。
⒆　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（「一括合意方式」という。）も可能とする。
⒇　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
(21)　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。
(22)　本工事は、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、次の場所で公表する。
関東地方整備局港湾空港部ホームページ
「発注情報→３　公表資料→入札結果等の公表（工事案件）」
https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/bid/02kouzi.html